



平成 25 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 サトレストランシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝
(コード番号 8163 大証第 1 部)
問合せ先 取締役兼執行役員 寺島 康雄
(TEL 06-7222-3101)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 7 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社グループは、昭和 43 年 8 月に株式会社尼崎すし半本店を設立、飲食店経営を開始して以来、約 40 年以上にわたり、和食中心のレストランチェーンとして、外食産業の一翼を担い、成長・発展を続けてまいりました。

当社グループは、当社及び関係会社 2 社で構成されており、レストランの経営を主たる事業とし、和食メニューを中心とするレストランを 216 店舗（平成 24 年 9 月 30 日現在）展開しております。その内訳は、郊外和食業態「和食さと」196 店舗、駅前和食業態「すし半」13 店舗、ファストカジュアル業態「天井・天ぶら本舗さん天」1 店舗、「かつや」6 店舗です。

わが国経済は、欧州債務問題や新興国を含む世界景気の減速等を背景として、先行き不透明な状況となっております。外食産業におきましても、景気の不透明感や住民税の増税、さらには復興特別税、消費税の増税への動きなどから、消費者の防衛意識による低価格志向や消費の選別等により、経営環境は引き続き厳しい状況で推移しております。

このような状況の中、当社グループは経営目標である「最も顧客に信頼されるレストランの実現」に向けてお客様の満足度向上のための諸施策を積極的に推進してまいりました。また、業務改革施策として無沸騰型茹で麺機、マイクロ炊飯器、出汁ディスペンサーや電灯の LED 化等の省エネ、省力化機器の導入によりコストを削減し、収益力の強化に努めてまいりました。一方で、非効率資産売却による資産効率の改善を実施しましたが、さらなる財務構造改革の遂行により積極経営への転換を図るべく、平成 25 年 3 月期からは、「安定収益確保から成長の創出の期間」と位置付け、店舗の情報化投資や次期主力業態となり得る新業態の開発や展開、海外展開の可能性の検証を行ってまいりました。平成 24 年 7 月には店舗でのサービス・生産性の向上のための POS・OES の更新を完了しております。また、同年 8 月には低投資で出店が可能となるファストカジュアル業態の新たな実験店として「天井・天ぶら本舗さん天」を開店し、予想を超える客数を確保しております。同年 9 月には出店を凍結していた主力の「和食さと」も業務改革施策による損益分岐点の切り下げに目途がついたことにより、これら業務改革の成果を集約し店舗作業の効率化を追求した店舗の出店を 2 年ぶりに再開しております。

社会から真に必要とされる企業を目指し成長を続けるためには、引き続き戦略的な投資を行うことが必要不可欠であり、平成 26 年 3 月期以降につきましては、「天井・天ぶら本舗さん天」や「かつや」の出店を加速させる予定です。主力の「和食さと」を含め、今後 2 年間に於いて新規出店店舗数 32 店、総投資額 1,817 百万円を計画しております。今般の資金調達の実施により、新規出店のための設備投資資金 1,100 百万円を確保し（この他は自己資金・借入金等での調達を予定）、売上及び収益の増加を図ります。また、本件調達資金から設備投資資金を差し引いた額については、借入金の返済に充当し、借入金総額の圧縮を図る予定です。これにより、平成 24 年 3 月に実施した非効率資産売却により低下した自己資本比率の回復を図り、柔軟かつ安定した財務体質を実現することによって、企業価値の向上を目指します。また、同時に当社株主を売出人とする株式売出しを実施することにより、株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ってまいります。

当該売出しに伴う主要株主の異動につきましては、本日同時に発表しております「主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,641,200 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 1 月 16 日(水)から平成 25 年 1 月 21 日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 25 年 1 月 23 日(水)から平成 25 年 1 月 28 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 271,600 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格(募集価格)は公募による新株式発行における発行価格(募集価格)と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払 込 期 日 平成25年1月23日(水)から平成25年1月28日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、払込期日は公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、公募による新株式発行が中止となる場合、本公募による自己株式の処分も中止する。

3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 287,200株
- (2) 売 出 人 重里 百合子
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる場合、本売出しも中止する。

4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 480,000株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

しにおける売価と同一とする。)

- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から480,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しが中止となる場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

5. 第三者割当による新株式発行

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 173,500株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成25年2月5日(火)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成25年2月6日(水)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝に一任する。
- (10) 前記各号については、平成25年1月7日(月)に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。なお、オーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集並びに「3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から480,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、480,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式の一部を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成25年1月7日（月）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が割当先とする当社普通株式173,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成25年2月6日（水）を払込期日として行うことを決議しております。また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が借入れ株式の返還に必要な株式の一部を取得するために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が306,500株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュューオプション」という。）を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し（以下「本件募集売出し」という。）の受渡期日から平成25年2月4日（月）までの間を行使期間（以下「グリーンシュューオプションの行使期間」という。）として上記当社株主から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年1月30日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、本件募集売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はグリーンシュューオプションを行使することにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分について本件第三者割当増資に係る割当てに応じることにより当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシュューオプションの付与も行われず、株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	25,394,380株	(平成25年1月7日現在)
公募増資による増加株式数	2,641,200株	
公募増資後の発行済株式総数	28,035,580株	
第三者割当増資による増加株式数	173,500株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	28,209,080株	(注)

(注) 前記「5. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対し三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	271,690株	(平成25年1月7日現在)
自己株式の処分による減少株式数	271,600株	
自己株式の処分後の自己株式数	90株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限1,721,161,000円について、600,000,000円を平成26年3月期中に、500,000,000円を平成27年3月期中に、新業態である「天井・天ぷら本舗さん天」、既存業態である「和食さと」、「かつや」及び「すし半」の新規出店のための設備投資資金に充当し、残額を、自己資本比率の回復を図るため、平成26年3月期の資金計画において予定される借入金の返済に充当する予定であります。

なお、今後2年間の設備計画の内容につきましては、以下のとおりとなっております。

(平成25年1月7日現在)

事業所名	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月		増加能力(客席増加数)(席)
		総額	既支払額		着手	完了	
和食レストラン 32店舗	新設	1,817,000	—	増資資金 自己資金 借入金 リース	平成25年 4月	平成27年 3月	1,789
和食レストラン 40店舗	改装	200,000	—	自己資金 借入金	平成25年 4月	平成27年 3月	—
情報システム部	情報システム 更新	1,050,000	—	自己資金 借入金 リース	平成25年 4月	平成27年 3月	—

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当社グループは、外食事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

3 「和食レストラン」は、新業態である「天井・天ぷら本舗さん天」、既存業態である「和食さと」、「かつや」及び「すし半」を指します。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達に伴う今期の業績に与える影響はございません。調達資金を、上記4.(1)に記載の使途に充当することにより、収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益配分の基本的な考え方は、業績に応じて決定することが原則であります。一定の配当性向を保つという考え方を採らず、極力安定的な配当を維持する方針であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)のとおり、業績に応じて決定することが原則であります。一定の配当性向を保つという考え方を採らず、極力安定的な配当を維持する方針であります。

当社は、平成23年6月29日開催の第43期定時株主総会決議により、「会社法459条第1項の規定に基づき、取締役会決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、新店投資、既存店改装投資等に充当させていただき、企業体質の強化に努めてまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
1株当たり当期純利益	9.58円	6.78円	△112.45円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	－円 (－円)	2.50円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	36.9%	－%
自己資本当期純利益率	2.6%	1.8%	△34.4%
純資産配当率	－%	0.7%	－%

- (注) 1. 平成22年3月期については、連結財務諸表を作成していないため、平成22年3月期は単体の数値、平成23年3月期及び平成24年3月期については、連結の数値であります。
2. 実績配当性向は、平成23年3月期については、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。平成22年3月期及び平成24年3月期については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 自己資本当期純利益率は、平成22年3月期については、当該決算期間の当期純利益を自己資本(期首純資産合計と期末純資産合計の平均)で除した数値、平成23年3月期については、当該決算期間の連結当期純利益を自己資本(期首純資産合計と期末連結純資産合計から期末少数株主持分を控除した額の平均)で除した数値、平成24年3月期については、当該決算期間の連結当期純利益を自己資本(期首連結純資産合計から期首少数株主持分を控除した額と期末連結純資産合計から期末少数株主持分を控除した額の平均)で除した数値であります。
4. 純資産配当率は、平成23年3月期については、当該決算期の普通株式に係る1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産(期首1株当たり純資産と期末1株当たり連結純資産の平均)で除した数値であります。平成22年3月期及び平成24年3月期については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	568円	576円	520円	569円
高値	648円	591円	600円	640円
安値	551円	480円	506円	557円
終値	576円	525円	570円	640円
株価収益率	60.12倍	77.43倍	一倍	—

(注) 1. 平成25年3月期の株価については、平成25年1月4日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり当期純利益で除した数値であります。平成22年3月期につきましては、連結財務諸表を作成していないため、平成22年3月期は単体の1株当たり当期純利益、平成23年3月期につきましては、連結の1株当たり当期純利益で算出しております。なお、平成24年3月期は連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である重里百合子及び当社株主である重里欣孝は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、一般募集、本件第三者割当増資又は株式分割による当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。